

国分寺市ブロック塀等撤去工事等助成金交付事業のご案内

ブロック塀等撤去工事と撤去に伴うフェンス等設置工事の費用を一部助成します



過去の地震では、ブロック塀等の倒壊により尊い命が失われており、規模の大きい地震が発生した場合、国分寺市でも多くの死傷者や倒壊したブロック塀等が道路をふさぐことにより、避難や救助活動に支障をきたす恐れもあります。

事故が起きた際には、所有者の責任を問われることもあります。

地震に備え、ブロック塀等の撤去による安全確保のために、本助成をぜひご活用ください。

助成対象と助成額

【撤去工事 道路又は隣地境界に面するもの】

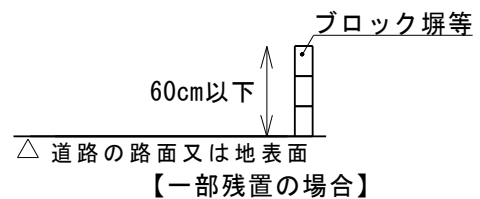
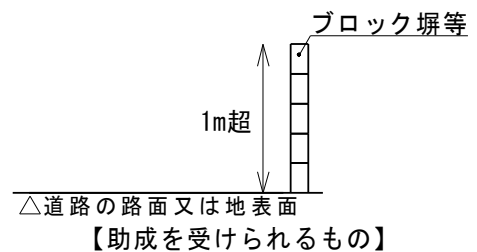
助成対象：高さ1mを超えるブロック塀等と門柱の撤去工事

- *一部残置する場合、道路の路面又は地表面から60cm以下の高さとする（安全性が確認できたものに限り一部残置可、ただし、道路内のみは残置不可）

助成額：撤去費用と6,000円/m×延長と比較して少ない方の額

1件あたりの上限金額は無し

*ブロック塀等とは、ブロック塀・石塀・万年塀等のことです



【撤去工事を伴うフェンス等の設置工事 道路に面するもの】

助成対象：ブロック塀等撤去工事を伴うフェンス等及びブロック塀等の設置工事

*法適合した塀等が助成対象です

(特に基礎についてご注意ください)

ブロック塀：道路の路面から60cm以下の高さとする

フェンス等：道路の路面から2m以下の高さとする

助成額：設置費用と4,000円/m×延長

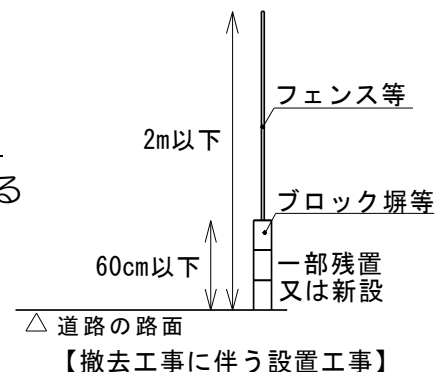
と比較して少ない方の額

1件あたりの上限金額は無し

*国産木材を使用した塀の設置は、別途助成額の加算あり

*フェンス等とは、金属製、木製等の柵その他これらに類する構造の塀及び木塀のことです

注) 販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う場合は助成の対象とはなりません



申請から助成金交付までの流れ

お問い合わせ・事前相談

必ず事前に建築指導課へご相談ください。

建築指導課による現地確認・簡易的な診断

助成対象であるか否か等を確認します。また、簡易的な診断を行います。

助成金の交付申請

申請書は撤去工事等の契約を締結する前に建築指導課へ提出してください。

助成金の交付決定等

申請内容を審査後、「助成金交付・不交付決定通知書」をお渡しします。

ブロック塀等撤去工事等契約締結・着手

助成金の交付決定を受けてから、施工業者と工事契約を締結し、工事に着手してください。

工事完了届の提出

工事完了後、申請した年度の2月末までに、工事の領収書を添えて「完了届」を提出してください。

助成金確定通知

工事完了届の内容審査後、適合する場合には、「助成金確定通知書」をお渡しします。

助成金の請求

「請求書」と「支払金口座振替依頼書」を建築指導課へ提出してください。

助成金の受理

ご注意

- ※ 助成予定額が終了した時点で申請締切りとなります。
- ※ 申請書は必ず撤去工事の契約を締結する前に、かつ工事に着手する前に建築指導課へ提出してください。助成を受けられない場合があります。また、工事契約や工事着手は、助成金交付決定通知を受けてから行ってください。
- ※ 工事が完了し、工事費の支払いを終えてから、申請した年度の2月末までに工事完了届を提出してください。
- ※ 既にこの助成金交付を受け、撤去工事を行った箇所に設置されたブロック塀等は助成対象外です。
- ※ 新たに生け垣（ブロック塀等の撤去後に設ける場合を含む）を造成する場合は、工事費用の一部補助を緑と建築課で行っています。ご希望の方は、お問い合わせの際にお申し出ください。

【問合せ先】

国分寺市役所 まちづくり部 建築指導課（第2庁舎2階）

☎042-325-0111（内線484・485）

e-mail kenchiku@city.kokubunji.tokyo.jp

ホームページ：<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/koutsuu/jutaku/102259.html>

申請に必要な書類

- ① 申請書
- ② 案内図
- ③ 塀の位置図
- ④ 工事見積書の写し
- ⑤ 塀の写真
- ⑥ 所有者確認書類
- ⑦ 委任状（手続きを施工業者等へ委任する場合）

申請書は建築指導課の窓口またはホームページから入手できます。